

# 坂田社労士事務所便り

## 平成 17 年 4 月より雇用保険率が変わります

雇用保険率が平成 17 年 4 月 1 日より「1000 分の 2」引き上げられます。同時に、今まで使用されていた「一般保険料額表」が廃止されることとなります。毎月の給与計算等で「一般保険料額表」を使用されていた事業場は、平成 17 年 4 月以降は、それぞれ被保険者の方の賃金総額に雇用保険の被保険者負担率を乗じて計算した額を控除することとなりますので、ご注意ください。

### 【平成 17 年 4 月以降の雇用保険率】

事業区分	雇用保険料率	雇用保険料率	
		事業主負担	被保険者負担
一般事業	19.5/1000	11.5/1000	8.0/1000
建設の事業	22.5/1000	13.5/1000	9.0/1000
農林・水産・ 清酒製造の事業	21.5/1000	12.5/1000	9.0/1000

### ◆雇用保険料の納付方法

雇用保険の保険料は、労災保険と合わせて労働保険料として年に一度年度更新を行い、毎年 4 月 1 日から 5 月 20 日までに 1 年分を納付することとなります。労働保険事務組合に委託している場合や、一定の額を超えた場合には分割して納付することもできます。

### ◆原則として、代表者や取締役は加入できません

法人の代表者や取締役は原則として雇用保険に加入できません。ただし、取締役であっても、同時に部長や工場長など労働者としての役割が強く、雇用関係が認められる場合に加入できることもあります。

また、労災保険についても中小企業の事業主等は特別加入できる場合があります。

### ◆高年齢者保険料免除とは

4 月 1 日において満 64 歳以上の労働者については、一般保険料のうち雇用保険に相当する保険料が事業主負担、



被保険者負担ともに免除されます。4 月 1 日には社員の年齢を確認し、対象者が在籍している場合には、雇用保険分は控除しないようにしなければなりません。

## 2007 年問題

「2007 年問題」とは、日本の経済成長を支えてきた団塊世代が定年退職を迎えることで、人材・オフィス・税収・退職金支払・消費など日本経済に様々な形で大きな影響を与えるとされている問題のことです。その中でも特に、近年の不況で新規採用を抑えるなどして行ってきた雇用調整により、技術やノウハウを継承すべき人材が育っていないという点について、経済産業省も対策を検討しています。

### ◆団塊世代とは

厳密には 1947 年から 1949 年の 3 年間に生まれた人たちのことを指します。国勢調査では、この 3 年間に生まれた人たちだけで 600 万人を超え、全人口の 5.4% を占めています。

財務省の報告によると、団塊世代を含む 1945 年か

ら 1950 年生まれが定年により順次退職した場合、2010 年に最大 110 万人の労働力人口が失われ、実質 GDP（国内総生産）で最大 16 兆円のマイナスになるとしています。

#### ◆「人材投資促進税制」が導入

団塊世代の定年退職による人材の激減は、雇用の需給バランスを一転させます。それに今後一段と進む少子化も含めて、社員の確保そのものに加え、いかに優秀な人材に育て上げるかが 2007 年以降の重要な課題となります。

そこで、人材の確保・育成を図り、人材の国際競争力をつけるための対策として、2005 年度より「人材投資促進税制」が導入されることになりました。

#### ◆「人材投資促進税制」とは

2005 年度から 3 年間の時限措置として導入されるもので、企業が社員の研修に要した費用の一部を法人税から控除するというものです。

具体的には、05 年度の教育訓練費が過去 2 年間の平均教育訓練費を超えた場合に、その 25%（法人税の 10%が上限）が法人税額より控除されることになるもので、中小企業には別途、特例制度が設けられています。

教育訓練費として対象となるものは、講師・指導員等の経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費、研修委託費などです。社員の教育・育成を行いながら、法人税が控除されることにより、結果的には増加した教育訓練費より控除額の方が上回ることも可能となります。

企業としては、2007 年問題を視野に入れ、人材投資促進税制を有効に活用して、若手社員の育成、熟練従業員による技術・知識のマニュアル化、中途社員の即戦力化に向けた取り組み等をこの機会に行い、各人材に対して各々の仕事の効率を高めさせる必要があると思われます。

～坂田からひとこと～

今月から事務所便りを毎月お届けいたします。

毎回、法律の改正を含む最新の情報を掲載する予定です。何かのご参考にしていただければ幸いです。

## 3月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

### 【提出先・納付先】

1日

○固定資産課税台帳の縦覧開始（20日まで）【市区町村】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）【公共職業安定所】

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）【労働基準監督署】

15日

○個人の青色申告の承認申請書の提出（新規適用のもの）【税務署】

○個人の道府県民税および市町村民税の申告【市区町村】

○個人事業税の申告【税務署】

○贈与税の申告期限（昨年度分）【税務署】

○所得税の確定申告書の提出【税務署】

○確定申告税額の延納の届出書の提出【税務署】

20日

○固定資産課税台帳の縦覧期限【市区町村】

30日

○健保・厚生保険料の納付【郵便局または銀行】

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出【社会保険事務所】

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】